

清流の国ぎふ花き振興計画

岐阜県



目次

はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画期間 2

第1章 目指す姿

- 1 基本目標 3
- 2 計画推進の考え方 3

第2章 推進施策

- 1 花きの文化の振興 4
- 2 園芸福祉の推進 8
- 3 花育の推進 10
- 4 花きの安定供給 12
- 5 花きの販路の開拓 15

第3章 計画の推進

- 1 計画の着実な推進に向けて 17
- 2 推進体制 17
- 3 各主体に期待される役割 17
- 4 進行管理 19

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成7年に花の博覧会「花フェスタ '95」を可児市（現花フェスタ記念公園）で、その後10年ごとに「花フェスタ2005ぎふ」、「花フェスタ2015ぎふ」を開催、またGIFUフラワーショー（平成9～17年）を開催するなど、県民の方々に広く花きを知って、楽しんでいただくための取組を行ってきました。

また、平成24年に開催された「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」では、競技会場をはじめ沿道などいたるところを花きで飾り、県内外から集まった多くの人たちに対して、花きでおもてなしする心を発信しました。

今後、県では「清流の国ぎふ2020プロジェクト」に基づく世界及び全国レベルのスポーツ大会や、全国レクリエーション大会、全国農業担い手サミットなどの全国レベルの大会の開催が予定されており、これらの機会に観光客を含め岐阜県を訪れる多くの方々に花きでおもてなしをすることで、岐阜県の素晴らしさを県内外へ発信することができると考えています。

また、花きを育て、鑑賞することは、花きを持つ色や香りといった効用により人の心に潤いと安らぎを与えたり、学校花壇や地域にある公園花壇等の手入れなどを通じた仲間づくり、地域住民との共同作業により、人との関わりあいを作る機会を提供してくれます。

このように、花きを持つ優れた効用をいち早く取り入れてきた本県では、多くの県民が花きを活用し、心豊かな生活が送れるよう、平成26年10月に、全国に先駆け「岐阜県花きの振興に関する条例（以下「花き振興条例」という。）」を制定し、今後の花きの振興に係る基本理念を定めました。

一方、近年の国内市場における花きの消費の伸び悩み、輸入花きの増加などにより、国内の花き産業の規模は縮小傾向にあります。

こうした中、国においては、平成26年12月に、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に向け「花きの振興に関する法律（以下「花き振興法」という。）」が施行され、平成27年4月には、同法を推進していくための指針となる「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」が策定されました。

こうした、「花き振興法」や「花き振興条例」の理念を具現化するため、ここに「清流の国ぎふ花き振興計画」（以下「花き振興計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、本県の花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めるものです。
- (2) 本計画は、花きに携わる団体をはじめ、全ての県民の参加と協働により、それぞれの立場で花きの活用を促進する指針となるものです。
- (3) 本計画は、花き振興法の第4条及び花き振興条例の第8条に規定する振興計画に位置づけられます。

3 計画期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5ケ年を期間としますが、社会経済情勢等の変化や施策の効果・評価を踏まえ、随時見直しを行います。

第1章 目指す姿

1 基本目標

花きの活用による県民の心身の健康の増進及び豊かな人間性の涵養

花き振興法第3条に規定する基本方針及び花き振興条例第3条に規定する基本理念に則り、花きの振興に関する施策の基本となる振興計画を策定し、各施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

花き振興条例で制定した「花きの日」の普及など花きに関わる様々な施策の実施を通じ、日常生活において花きの活用が促進されることにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間性の涵養に資するよう、県民、花き関係団体、学校、行政等がそれぞれの立場で各施策に取り組みます。

2 計画推進の考え方

県では、花きを活用することが、県民の心身の健康の増進及び豊かな人間性の涵養に資することを旨とし、

- 1 花きの文化の振興
- 2 園芸福祉の推進
- 3 花育の推進
- 4 花きの安定供給
- 5 花きの販路の開拓

の5本の柱で計画を策定し、花きの振興を推進します。

第2章 推進施策

1 花きの文化の振興

(1) 県民への花きの文化と知識の普及

【現状と課題】

国民1世帯当たりの花きの年間購入額は、19,100円程度（平成26年家計調査年報（総務省））と、10年前と比較し11%程度減少しています。また、60歳以上の世帯で25,700円程度の消費となっているのに対して、40歳代の世帯では8,800円程度、30歳代の世帯で5,600円程度と世代間で大きな差が生じています。

これは、若い世代で花を飾る習慣が薄れたこと、家庭で日常生活に花きを使う機会が少なくなったこと、消費者が花きの価格に見合った価値観を見いだせないこと、生活の中で時間的余裕がないなどが原因であると考えられます。

しかし、近年は花きを持つ癒しや空気清浄などの効用が評価され、生活に潤いを与える点から、日常生活の中で花きの積極的な活用が求められています。そのため、花きを生活に取り入れ健康で心豊かな生活を送るために、若い世代を中心に花きの文化や知識を普及する必要があります。

表1 年齢階級別購入金額(H26家計調査年報)

年 齢	購入金額(円)
30歳未満	3,037
30歳代	5,639
40歳代	8,812
50歳代	16,413
60歳代	25,766
70歳以上	25,763

注：階級は世帯主の年齢

購入金額は切花と園芸品・同用品の合計

【取組む施策】

○花きの普及を図るキャンペーン等の継続的な開催

若い世代を中心に、日常生活で花きを活用してもらうため、「花きの日(8月7日)」のPRや、「父の日」、「敬老の日」など既存の物日に花きを贈る習慣づくりを促進します。

また、フラワーウィークを毎月設定し、「フラワーバレンタイン」や「いい夫婦の日」など、記念日に花きを贈る新たな習慣づくりを推進するとともに、花き小売団体等と協働でキャンペーンを開催し、花きの活用促進を図ります。

○花き文化を学べる場の提供

花き文化団体が行う展覧会の開催を支援するとともに、日常生活における花きの活用事例を示す展示会、国際園芸アカデミーにおける園芸講座、花関連等のイベントでの園芸相談会の開催など、花き文化を学べる場を提供します。

○マスコミを活用した花き情報の発信

県内で生産される花きについて、季節に応じてその特徴、栽培管理のポイント
を、メディアを活用して情報提供します。

○暮らしの中でできる花飾りの提案

庭づくりや室内での花飾りを取り入れた暮らしが豊
かな生活をもたらすことから、住宅メーカーなど異業種
とも連携し、花のある暮らしを提案します。



玄関の花飾りの提案

(2) 花き文化団体による伝統の継承及び文化の創出

【現状と課題】

四季がはっきりしている日本において、万葉集や古今和歌集にも「梅」、「桜」、「もみじ」等が詠われてきたように、花きは大変古くから貴族の間で親しまれてきました。室町時代から江戸時代には華道という日本で生まれた文化が確立され、また盆栽の栽培が盛んになるなど庶民の間にも花きを愛でるという習慣が生まれたとされています。

その後、西洋から多くの花きが日本に持ち込まれ、鉢花、切花として各家庭等で花を楽しむ機会が増えるとともに、フラワーアレンジメント、ハンギングバスケットや寄せ植えといった、小さなスペースでも花きを楽しむことのできる飾り方が発達してきました。

しかし、これら花き文化は、一部愛好家で熱心に取り組まれているものの広く県民に浸透しているわけではありません。花き文化が浸透し次代に継承されていくには、時代に即した新たな花き文化を創出していくことが必要です。



寄せ植えコンテスト入賞作品

【取り組む施策】

○花き文化の継承支援

花き文化団体、花き生産者団体と協働し、新たな流行も取り入れながら花き文化を観て、体験して、楽しむことのできる花関連の体験型イベントを開催し、県民への花き文化の継承を支援します。

○花き文化団体の活動促進

花き文化団体が開催する、県民を対象にした花飾り体験教室などを通じ、花き文化を継承するための機会を提供するとともに、花き文化団体による、花き文化の普及のための活動を支援します。

○花き文化創出の場の提供

花き文化団体会員の技術研鑽の場としてコンテスト等を開催し、現代社会や個人の生活スタイルに合う新たな花き文化の創出を図ります。

(3) 自治体・地域住民・事業所等による花きを活用した景観づくり

【現状と課題】

県内各地域の公共施設（庁舎、図書館、公民館、公園等）やスポーツ施設、街路など、多くの人を訪れる場所では、管理経費の不足などもあり、十分に花きが活用されている状況にありません。

県民が利用する施設、場所等において花きを積極的に活用し、県民が誇りに思える美しい郷土づくりを進める必要があります。

【取組む施策】

○公共施設における花きの活用

施設の管理者に対して、季節ごとの花の種類や飾り方、管理方法などの花き情報を提供して、管理者が主体的に花きを活用できるよう支援します。

○住民による花飾りに対する支援

街路、農村地域等におけるまちづくりの一環として行われる地域住民のボランティアによる花飾りの取組を促進し、県内各地で地域の特色ある花飾りを地域住民等が主体的に取り組めるよう支援します。

○事業所等における花きの活用支援

花きが持つ癒しや空気清浄効果などの効用を企業等へも周知し、事業所における緑化を推進します。



店舗内の壁面緑化

○花飾りコンテストの開催

花飾り活動の輪が県下全域に広がるよう、自治体、事業所、個人の各部門別の花飾りコンテストを開催し、優良事例を表彰することで、広く花飾りの取組を促進します。

目標指標：県有施設における花き活用施設の割合の増加

現状：60%（H26） → 目標：100%（H32）

（４）花きを活用した来県者に対するおもてなし

【現状と課題】

平成８年に開園した花フェスタ記念公園は、約 30,000 株のバラが植えられた世界に誇るバラ園を有する公園として親しまれていますが、開園後 20 年が経過し、施設の老朽化が一部で進み、来場者も減少傾向にあります。

県内には日本 3 大桜に位置付けられる淡墨桜など桜の名所のほか、梅園や紅葉の名所、スキー場や農地等を活用した花の名所があり、季節には多くの観光客でにぎわっています。

県は、「清流の国ぎふ 2020 プロジェクト」の一環として、世界及び全国レベルのスポーツ大会の開催や観光客の誘致に取り組んでいます。今後、国内外から多くの人が岐阜県を訪れることが見込まれるため、岐阜に来て良かった、また訪れたいと思ってもらえるよう、来県者を花きでおもてなしをし、花きを観光資源とした名所を PR するなど、『花で彩る「清流の国ぎふ」づくり』を進める必要があります。

増加する外国人観光客が、訪日前に期待していたことの第 3 位は、「自然、景勝地観光（訪日旅行に関する意識調査（平成 26 年 観光庁調べ）」となっています。こうしたことを踏まえ、岐阜県でも増加している外国人観光客に対し、宿泊施設や観光地において花きでおもてなしをする取組が必要となっています。

【取組む施策】

○スポーツ施設における花きの活用

スポーツ施設等では、選手や観客などの来県者を花きでおもてなしする取組を進めるため、施設の管理者に対して、季節ごとの花の種類や飾り方、管理方法などの花き情報を提供し、管理者が主体的に花きを活用できるよう支援します。

○花フェスタ記念公園の再整備

花フェスタ記念公園を県の花き振興の拠点として位置付け、バラ公園の魅力を維持しつつ、県民に愛され活用される施設として再整備し、来場者の増加を図ります。

○花きを活用した名所の PR

花きを活用した名所を観光マップなどに掲載するなど観光客への情報提供を行い、新たな観光スポットとして積極的に PR します。

○宿泊施設、観光地における花きの活用促進

県内のあらゆる観光地で花きが飾られ、来県者に花で彩られた美しい県だと思っていただけるよう、宿泊施設や観光地で花飾りが積極的に行われるよう促進します。

目標指標：花きを楽しめる県営公園の入場者数の増加

現状： 1,377,024 人(H26) → 目標： 2,000,000 人 (H32)

2 園芸福祉の推進

(1) 活動の場の拡大

【現状と課題】

園芸福祉は、種を播き、苗を育てて花を咲かせ、収穫するなど植物と接することを通じて、高齢者の生きがいをづくりや子どもの情操教育、障がい者の自立支援、世代間交流などを進め、人々が健康で生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指す活動です。

県では、平成14年度から園芸福祉の活動をボランティアで支援する「園芸福祉サポーター（以下「サポーター」という。）制度」を設け、園芸福祉に携わる団体と協力し、高齢者施設、障がい者施設などにおける園芸福祉活動を支援してきましたが、現在は一部施設での取組に留まっています。

今後、高齢者や障がい者が利用する福祉施設だけでなく、学校や地域にもこの活動を知っていただき、花壇づくりなどを通じて、サポーターの活動の輪が広がるよう支援する必要があります。



園芸福祉サポーターによる体験教室

【取組む施策】

○優良モデル施設の認定

園芸福祉活動を継続的に取り組み、活動の効果が発揮されている施設を優良モデル施設に認定し、その取組を他の施設へ紹介することで園芸福祉活動の活性化を図ります。

○福祉施設等における活動強化

園芸福祉活動を取り入れることが期待される福祉施設等について、それぞれの施設がどのような活動を望んでいるのかアンケート調査により把握します。一方、サポーターリストを整備し、施設側の要望に的確に対応できるサポーターを派遣することで、サポーターの活動範囲の拡大を図ります。

○各種イベント等での園芸福祉活動のPR

花き関連イベントや農業フェスティバル等のイベントに出展展示し、県民に広く園芸福祉活動を知っていただくとともに、新たな活動の輪を広げる取組を支援します。

目標指標：園芸福祉サポーター活動施設数の増加

現状：141 施設 (H26) → 目標：260 施設 (H32)

(2) 園芸福祉を支える人材の育成

【現状と課題】

県では、平成14年から平成22年までに588名をサポーターとして認定してきましたが、認定開始から10年以上が経過し、サポーターの平均年齢が上昇し活動ができるサポーターが一部に留まり、施設で活動する人材が不足するといった課題が生じています。

新たにサポーターを育成し、園芸福祉を支える人材を確保する必要があります。

【取組む施策】

○新たな園芸福祉サポーターの育成及び認定

国際園芸アカデミーの生涯学習の一環として、園芸福祉サポーター養成講座を開講し、新たなサポーターの育成と認定を行ない、活動できるサポーター数を増やします。

○フォローアップ研修の実施

認定後は、活動が活発な施設の取組事例を学び、新たな知識を身に着けることができるフォローアップ研修を行い、サポーターの資質向上を図るとともに、学校や地域の花壇など新たな活動の場にも対応できるよう支援します。

目標指標：新たに認定する園芸福祉サポーターの確保

目標：300人 (5ヶ年累計)

3 花育の推進

(1) 学校等における花育

【現状と課題】

学校教育では、小学校・中学校学習指導要領等に基づき、生活、理科、道徳の教科等の中で学年齢に応じて花きや生き物の管理、観察などの学習を通じ、生命を尊重することを学んでおり、こうした情操教育は、子供たちの成長には欠かせないものです。

昭和 39 年に本県から始まった学校花壇コンクールでは、子供たちが種播きから苗を育て、学校花壇を作るなど校内の花飾りのみならず、育てた苗を地域住民へ配布し地域の方とのコミュニケーションづくりが促進されるなど多くの効果を出してきました。現在では東海地域を中心に 7 県 1 市において 539 校が参加しています。



学校花壇コンクール

しかし、近年、学校行事や授業の都合、栽培指導者不足などの理由により、花き栽培や花壇づくりに取り組む学校が減少し、子供たちの花きに触れる機会も減少していることから、花育に積極的に取り組める環境づくりを支援することが必要となっています。

【取組む施策】

○花きを学ぶ取組の促進

学校の授業や部活動などの課外活動において、花き文化団体と協力し花き文化が学べる取組を進めます。



小学生による花の種播き体験

○学校花壇づくりの支援、親子栽培体験教室の開催

園芸福祉サポーターなど花きの知識が豊富な人材を学校へ派遣し、子供たちの花壇づくりを支援するとともに、親子栽培体験教室を開催し花きを通じた親子の絆づくりを促進します。

目標指標：花育に取り組む小中学校の割合の増加

現状：15% (H26) → 目標：100% (H32)

(2) 地域における花育

【現状と課題】

地域では、公園や道沿いの花壇づくりが住民の共同作業で行われ、地域のコミュニケーションの場となるなど、地域住民の生きがいや絆づくりに役立ってきました。

しかし、栽培や飾り方の指導者がいないため、花きの管理が十分に行われず、活動が停滞している地域も多くあります。

【取組む施策】

○地域における花壇づくりや園芸クラブの活動支援

地域における花きの活用を促進するため、花きの取り扱いに詳しい花き文化団体や園芸福祉サポーターと連携して、地域での花壇づくりや園芸クラブ活動などを支援し、花きを楽しみながら育てる取組を推進します。

目標指標：園芸福祉サポーターが支援する地域活動の増加

現状：26回(H26) → 目標：100回(H32)

(3) 花育を支える人材の育成

【現状と課題】

学校や地域では花壇が整備されているものの、児童・生徒、地域住民の減少や高齢化などにより手入れが行き届かなくなってきたことに加え、花きの栽培技術や飾り方の知識を持つ人も少なくなっており、良好な状態で花壇を維持できないことが課題となっています。

【取組む施策】

○花育を支える教員及び地域リーダーの育成

花き文化団体や園芸福祉サポーターによる学校や地域における花育活動の取組を促進することで、教員等に花きに関する知識を伝達するとともに、国際園芸アカデミーの生涯学習講座の充実を図り受講者を増加することで、各地域に花育を支える地域リーダーを育成します。

4 花きの安定供給

(1) 生産性、品質、商品開発力の向上

【現状と課題】

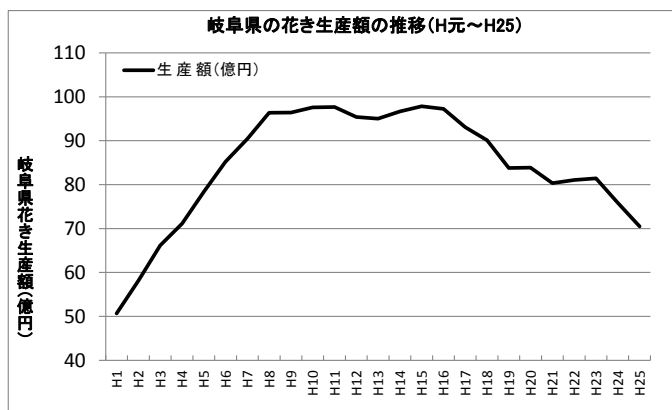
本県の花き産業の生産額は約70億5千万円（H25産 農産園芸課調べ）で、その内訳はポットローズ、観葉植物、カランコエ等の鉢物類が全体の55%、花壇苗、バラ苗などの苗物類が27%、バラ、ユリ、キクなどの切花が13%（いずれも生産額ベース）となっており、鉢物類の占める割合が高いことが特徴です。

全国的に花きの生産額が減少している中、本県においても平成15年の97億8千万円をピークに減少が続いています。

こうした中、花きの安定供給を図るためには、花き生産者の経営安定が最も重要であり、新たな担い手の育成に加え花きの生産性や品質、生産者の商品開発能力の向上を図るとともに、規模拡大や新技術導入に伴う施設整備への支援が必要です。

消費者にとっては、購入した切花の鑑賞期間が思っていたより短ければ、それ以降の購買意欲は減退してしまいます。そのため、販売時に一定期間の花きの日持ちを保証することは、消費者に安心感を与えることができます。

近年、大消費地での日持ち保証の試験販売が行われ、販売額の向上に結びついていることから、全国でその取組が広がる傾向にあり、生産流通現場においても鮮度保持対策が求められることが予想されます。



岐阜県の花き生産額の推移 (農産園芸課調べ)



生産現場



商品企画コンテスト審査

【取組む施策】

○県花き品評会、商品企画コンテストの開催

花きの品質や完成度を評価する岐阜県花き品評会や、消費者が買いたい、花き小売店が売りたいと考える企画性の高い商品进行评估するコンテスト等を開催し、生産者の技術力、デザイン力を高める取組を支援します。

○栽培技術及び施設整備支援

県試験研究機関等と連携し、普及指導員による栽培技術の向上を図る支援を行います。さらに、規模拡大や新技術の導入等を目指す生産者団体に対し、施設整備に対する支援を実施します。

○鮮度保持対策に関する研修会の開催及び技術の普及

県内の花き生産者が、日持ち保証販売に対応した生産が実施できるよう、衛生管理、前処理、予冷等鮮度を保持する取組を普及する研修会を開催するとともに、普及指導員による技術指導を行います。

目標指標：花きの生産額の増加

現状：70.5億円(H25) → 目標：80億円(H32)

(2) 研究開発の推進

【現状と課題】

国内では数多くの品種が開発され、優位な販売に結びつけようと種苗メーカーや花き生産者がしのぎを削っています。

岐阜県においてもフランネルフラワーやバラなど新品种の開発に取り組み、作出した品種を花き産地に導入し産地強化を図ってきました。

今後は、地球温暖化等環境の変化に左右されない品種や花きの効用に着目した品種など、時代に即した品種の開発が求められています。併せて、生産者の経営安定を図るため、コスト削減につながる新たな技術開発も必要です。

【取組む施策】

○県オリジナル品種の育成によるブランド化の推進

県試験研究機関では、花きの輸出も視野に国際競争力を有した輸送性に優れた品種や、既存品種にない花色等の新形質を持つ品種、高温時の品質安定性を高めた花きの新品種育成を進めるとともに、生産者と連携し、速やかに商品化を図り、ブランドづくりを進めます。



県育成品種 フランネルフラワー
「フェアリーホワイト」

○高温障害の抑制技術及び省エネ・低コスト栽培技術の開発

地球温暖化等による高温障害に対応するため、ドライミストを利用した冷房システムの低コスト化、LED補光技術、EOD加温技術等を用いた省エネ・低コストな冬期管理技術を開発します。

(3) 花きの安定供給を支える人材の育成

【現状と課題】

近年の燃油価格の高騰、安価な輸入花きの増加、花きの市場規模の縮小に加え、量販店の増加等を背景に単価の安い花きが求められており、花き経営を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。

このような中、花き経営を開始するため、高度な栽培技術力を習得し、設備導入に向け多額の費用を準備することは容易ではなく、近年は新たな生産者が育っていません。

今後、消費者に喜ばれる優れた花きを安定的に供給するためには、花き生産に意欲のある人材を確保し、技術の習得と就農に向けた支援が必要です。

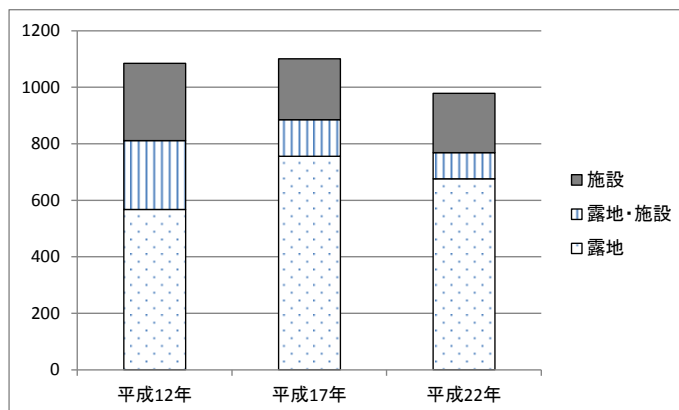


図 岐阜県における花き類・花木農家戸数の推移
(単位：戸数 出典：農林業センサス)

【取組む施策】

○国際園芸アカデミー、農業高校における新たな人材の育成

国際園芸アカデミーでは、「花き生産」「花き装飾」「造園緑化」の各分野で「職業園芸人」となる人材を育成します。

また、農業高校の園芸学科では、花きの栽培や流通、フラワーデザインやガーデンデザイン等、園芸に関する専門的な知識と技術を学習し、人材を育成します。



国際園芸アカデミー本館

○花き生産者の後継者、就農・雇用就農者の育成確保及び施設整備等の支援

国際園芸アカデミー及び関係機関が連携し、花き生産者の後継者が意欲をもって就農できるよう支援するとともに、新規就農希望者については、独立就農もしくは花き生産法人等への雇用就農など、本人の希望に沿った就農が実現できるよう支援します。

就農後は青年就農給付金や青年等就農資金等の各種制度の活用や施設整備等に係る支援を行うとともに、生産現場における技術支援を行います。

目標指標：花きの新規就農者、新規就業者の確保

目標：150人/5ヶ年累計 (H32)

5 花きの販路の開拓

(1) 国内販路の開拓

【現状と課題】

花きは市場流通が主体であるため、市場価格が低迷し市場規模が縮小している近年において、生産者の経営環境は厳しい状況にあります。

本県には、県内で生産される鉢物を集荷し、全国の花き市場へ出荷できる流通センターが機能していることから、このメリットを最大限に生かすことが必要です。

今後、これまで以上に魅力ある商品づくりに取り組み、有利に販売できる市場を開拓するとともに、全国の市場と結ばれている流通センターの集出荷機能を生かし、せりによる販売から、事前に予約取引でき、価格形成に関与できる予約相対取引販売の割合を高める必要があります。

【取組む施策】

○全国レベルの大型商談会の開催

切花類、鉢物類、苗物類の分け隔てなく、県内すべての花き生産者が参加することのできる他では取組例のない大型商談会を県内で開催し、多くのバイヤーに参加してもらい、個々の生産者が全国、さらには海外へ取引拡大することを支援します。加えて、商談会を通じて生産者と市場との信頼関係を強化し、予約相対取引の割合を高めます。

○首都圏で開催される商談会への出展支援

首都圏で開催される、異業種と商談ができる商談会等への出展支援を行い、新たな販路の拡大に向け支援します。

目標指標：鉢物、苗物類における市場予約相対取引率の増加

現状：30% (H26) → 50% (H32)

(2) 海外販路の開拓

【現状と課題】

人口減少による国内需要の縮小を考慮し、新たな販路となる海外に目を向けた戦略が求められています。

日本の花き輸出はアジアを中心に行われており、平成25年の輸出額は約100億円と5ヶ年で2倍に急増しています。

県内では、平成 23 年から国内の花き市場を通じて試験的に輸出しており、平成 26 年には 18 名の生産者で 37 品目、輸出額 1,335 千円となり、生産者数、品目数、輸出額ともに増加していますが、輸出品目の選定は花き市場に委ねられており、生産者の意思は反映されていないのが現状です。

今後は、栽培品目が多種多様な県産花きを、生産者自らが海外に積極的に売り込めるよう支援することが必要です。

【取組む施策】

○輸出促進に向けた海外の花き需要調査と顧客獲得に向けた取組みの強化

消費の拡大が著しいアジアのマーケットを中心に花き市場の動向や花きの消費状況を把握し、国ごとに異なる検疫制度などを考慮しターゲット国を選定します。

また、各国のニーズに合った商品開発や、ターゲット国における商談会への出展・PRなど、生産者自らがする海外バイヤーへの売込みを積極的に展開できるよう支援します。



海外における県産花き展示・PR

○海外での新品種の模倣、不正使用に対する対応策の開発

本県育成品種を海外展開する上で必要な、DNAによる品種判別技術、品種の不稔化とこれに伴う増殖技術を県試験研究機関で開発し、海外での模倣、不正使用に対する知的財産保護対策を講じます。

目標指標：花きの輸出額の増加

現状：1,335 千円 (H26) → 目標：100,000 千円 (H32)

第3章 計画の推進

1 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、花き業界はもとより、広く県民や企業、関係団体、行政等が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組が必要です。

そのため、県では花き業界や県民の方々をはじめ、市町村や関係団体などと相互に連携、協力しながら、本県の実情に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の取組へつなげ、花で彩る「清流の国ぎふ」づくりを着実に進めます。

2 推進体制

本計画に掲げる花きの振興に関する施策、取組は、本県の行政全般に関わるものであり、本計画の推進のためには全庁的な取組が必要です。

そのため推進体制として、知事を本部長とする『花で彩る「清流の国ぎふ」推進本部』を平成27年1月に設置しており、今後振興計画の策定、施策の進行管理及び点検評価等を行い、評価に基づき施策の見直し等を行います。

また、広く県民の意見を反映し、県民と一体となって花きの振興を図るため平成27年2月に設置した、『花で彩る「清流の国ぎふ」県民会議』において、花きの振興施策について意見、助言を受けます。

花き振興施策は、県、県教育委員会、花き生産者団体、花き流通・小売団体、花き文化団体からなる「清流の国ぎふ花き戦略会議」において、団体相互との連携を密に着実に推進してまいります。

3 各主体に期待される役割

(1) 県民

県民は、花きの効用を理解し、生活の様々な場面で花きを活用したり、県外からの来訪者を迎える場合において、花きでおもてなしすることが期待されます。

(2) 事業者

事業者は、県外からの来訪者を花きでおもてなしすることや事業所周辺の景観づくりを進めることが期待されます。

特に観光業においては、県外、海外からの多くの来県者を花きでおもてなしする

ことを率先して実施することが期待されます。

(3) 花き文化団体

花き文化団体は持つ技術、花を愛でる精神を県民に広く知らしめ、伝承することが期待されます。

(4) 園芸福祉サポーター

園芸福祉サポーターは、これまで取り組んできた高齢者福祉施設や障がい者施設での園芸福祉の取組に加え、その専門知識を活用し学校や地域における花壇づくりなど活動範囲を広げることが期待されます。

(5) 学校

学校は、花きの栽培、観察体験を行ったり、友達といっしょに学校花壇づくり作業をすることで、生き物を尊重し慈しむ心や、ものを作り上げる協調性など、子供たちの心豊かな人間性の涵養に資する取組が期待されます。

(6) 花き生産者

花き生産者は、消費者ニーズを取り入れた商品づくりや新品種の積極的な導入等により、商品企画力を高めるとともに、新たな販路を開拓することで経営の安定化を図り、花きを安定的に供給することが期待されます。

(7) 花き流通・小売団体

花き流通・小売団体は、店先等での県民とのコミュニケーションを通し、県民が花きに親しみ日常生活で活用できるよう、花きの知識や活用方法を広めることが期待されます。

(8) 市町村

市町村は、住民に最も身近な自治体として、公共施設や街づくりにおける花きの活用を促進したり、花きの振興に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施することが期待されます。

(9) 県

県は、花き振興条例に定められた基本理念にのっとり、花きの振興に関する施策を総合的、計画的に推進するため、県民、事業者、花き関係団体等と連携し、各種施策を実施するとともに、適切に進行管理を行いその成果を広く公表します。

4 進行管理

県は、本計画に掲げた施策や目標値の達成状況を毎年確認し、その結果を岐阜県ホームページにおいて公表します。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議